

平成26年度第1回

一宮市都市計画審議会 議事録

一宮市都市計画審議会

一宮市都市計画審議会議事録 (平成26年度第1回)

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成26年11月4日午後2時00分、本庁舎11階1102会議室に招集された。

記

1. 付議事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)

2. 出席委員 15名

秀島 栄三、太田 文人、渡辺 之良、向井 克之、柴山 宮恵子、八木 丈之、
木村 幸夫、鶴田 佳子、和田 彌一郎、林 琢也、杉本 尚美、森 律子、
柴田 雄二、夏目 佳明(代理出席：柴田 太一)、安田 誠

3. 欠席委員 2名

吉田 有夫、牛田 幸夫

[事務局]

建設部参事 二ノ宮 和雄

まちづくり課長 今枝 靖和

同都市計画・庶務G主査 梶浦 清純

農業振興課長 葛谷 和久

同副主監 浅野 幸弘

同G主任 牛田 貴史

同農政G主査 山内 浩義

開 会
事 務 局

会 議 顛 末
午後 2 時 0 0 分

(開会のことば)

お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまより、平成 2 6 年度第 1 回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、公私共にご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、審議会委員の任期が新しくなったことにより、会長が空席となっております。

審議会の案内を市長名でさせていただきましたので、まずもってお断り申し上げます。

会議次第 2. 仮議長の選出までを、事務局において取り回しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回委員になって頂きました方々につきまして、お手元にお配りしております名簿の順にご紹介させていただきます。

まず、第 1 号委員の学識経験の方でございます。

岐阜工業高等専門学校教授の鶴田佳子様でございます。

岐阜大学准教授の林琢也様でございます。

名古屋工業大学大学院教授の秀島栄三様でございます。

元一宮女子短期大学教授の吉田有夫様は本日ご都合が悪く、欠席されております。

次に、第 2 号委員の市議会の議員の方でございます。

太田文人様でございます。

柴田雄二様でございます。

八木丈之様でございます。

安田誠様でございます。

和田彌一郎様でございます。

渡辺之良様でございます。

次に、第 3 号委員の関係行政機関若しくは愛知県の職員又は市内に住所を有する方でございます。

愛知西農業協同組合代表理事組合長の牛田幸夫様は本日ご都合が悪く、欠席されております。

愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長の木村幸夫様でございます。

朝日大学教授の柴山宮恵子様でございます。

岐阜大学非常勤講師の杉本尚美様でございます。

愛知県一宮警察署長の夏目佳明様は本日ご都合が悪く、欠席されており、代理の、地域課長の柴田太一様でございます。

愛知県一宮建設事務所長の向井克之様でございます。

	社会保険労務士の森律子様でございます。 ただいま、出席委員は15名でございます。 一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。
事務局	(仮議長の選出) 続きまして、仮議長の選出をさせていただきます。 先ほど申しましたように、現在、会長が空席となっておりますので、会長選出のための仮議長を選出したいと存じます。 仮議長の選出につきましては、大変僭越でございますが、慣例により事務局においてご指名申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
事務局	それでは、仮議長は、向井委員さんをお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。 それでは、向井委員さん、よろしくお願いいたします。
仮議長	皆様のご賛同を得ましたので、仮議長を努めさせていただきます向井でございます。 皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
仮議長	(会長の選出) それでは、会長の選出についてお諮りいたします。 一宮市都市計画審議会条例第5条により、審議会の会長は、学識経験のある委員から選出する規定となっております。 そのため、この規定を受け、会長は、第1号委員さんのうちから委員の選挙により定めることとなっており、同運営規則第2条により、委員の多数決、または、会議に出席した委員に異議のないときは指名推薦の方法を用いることができるとなっておりますが、会長選出につきまして、どなたか、ご意見はございませんでしょうか。
委員	推薦でいかがでしょうか。 都市計画を専門としておられます名古屋工業大学大学院の秀島委員さんを是非推薦したいと思います。
仮議長	ただいま、一宮市都市計画審議会の会長として、秀島委員さんとお声がござ

	いましたが、他にございませんか。 無いようですので、そのように決定させていただきますが、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
仮 議 長	異議も無いようですので、会長を秀島委員さんをお願いいたします。 皆様のご協力によりまして、大変スムーズに職務を果たすことができましたことを厚くお礼申し上げます。 それでは、会長さんよろしくお願ひします。 ありがとうございました。
会 長	(会長あいさつ) ただ今、皆様のご推挙によりまして、会長となりました名古屋工業大学の秀島です。 精一杯努めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、議事を進行したいと存じますが、皆様のご協力を賜り、進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。
会 長	(議席の決定) 議案審議の前に、委員さん方の議席を決めさせていただきます。 議席の決定方法としましては、慣例によりくじ引きで決めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。 事務局にくじを用意させますので、委員さんにはくじ引きをお願いいたします。 くじには番号が書いてございますが、私の左から1番、2番、3番というように時計回りで決定させていただきます。 なお、欠席されております委員には、代わりに事務局の方でくじを引かせていただきますので、ご了承ください。
会 長	(くじ引き) 決まりましたので、ご報告させていただきます。 1番、太田委員さん 2番、渡辺委員さん 3番、向井委員さん 4番、吉田委員さん 5番、柴山委員さん 6番、八木委員さん 7番、木村委員さん 8番、鶴田委員さん 9番、和田委員さん 10番、林委員さん

	1 1 番、杉本委員さん 1 2 番、森委員さん 1 3 番、柴田委員さん 1 4 番、牛田委員さん 1 5 番、夏目委員さん 1 6 番、安田委員さん それぞれの席に着いていただきますようお願いいたします。
会 長	(職務代理者の決定) 次に、会長の職務代理者を決めたいと思います。 当審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、職務代理者は、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。 元一宮女子短期大学教授の吉田委員さんに職務代理者をお願いします。
会 長	(議事録署名者の決定) 次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。 当審議会運営規則第 9 条には、議事録署名者 2 名を、会長が指名することとなっております。 議事録署名者は、くじの席番号順にお願いしておりますので、1 番の太田委員さんと 2 番の渡辺委員さんをお願いいたします。
会 長	(議案の審議) それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。 議案第 1 号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、会長。
会 長	はい。
事 務 局	議案第 1 号について、説明させていただきます。 第 1 号の議案書をご覧いただきたいと思います。 1 枚、表紙をはねていただけますでしょうか。 「尾張都市計画生産緑地地区を次のように変更する。面積約 1 4 3 . 5 h a 。位置及び区域は計画図表示のとおり」でございます。 次に理由でございます。 理由の下段になりますが、今回の変更は、「生産緑地指定地区内における制限の解除が行われたもの」、「面積要件を満たさなくなったもの」及び「公共施設の敷地に供されたもの」等についてでございます。 それでは、議案書の封筒の中をご覧いただきたいと思います。

まず、総括図ということで、縮尺2万分の1で大きな地図が入れています。
こちらの総括図は、生産緑地地区が全部記載してあります。

こちらは、2万分の1ですので表示が大変小さく見づらいものでございます。
そのため、今回の除外等につきまして地域を抜粋したより大きな参考図を用意
させていただいております。

2, 500分の1の地図を、B4の横長で20枚、二つ折りにして重ねて入れ
てございます。

よろしいでしょうか、念のため、この「参考図」の見方を若干ご説明いたしま
す。

この参考図1をお開きいただきたいと思います。

右下の凡例をご覧くださいませでしょうか。

まず、赤いラインでございますが、こちらは、市街化区域の境界線を示します。
緑色に塗られた部分、こちらが既存の生産緑地でございます。

黄色が、除外をいたします生産緑地でございます。

参考図1では、凡例のみの記載であり、今回の案件にはございませんが、赤色
が、一部除外に伴う一団分割による番号の付け替えにより、生産緑地に指定する
ものでございます。

また、黄色の下、桃色が、面積が不足となり除外をする生産緑地ということで
ございます。

また、除外をいたします生産緑地を、赤い大きな円で囲ってございます。

赤い円の中に、黒の細長い楕円に数字が入れてございます、その下に赤でアン
ダーラインがつけてございます。

こちらが、今回除外等をする一団の番号ということになります。

こういった図面が入れてございます。

議案書にお戻りいただけますでしょうか、議案書をはねていただきますと、変
更箇所別調書、この表紙もはねていただきますと、今回除外をする生産緑地の内
容につきましての箇所別調書、横書きになっておりますが、こちらは4ページに
わたり、つけてございます。

本日、審議をお願いいたします変更案件は、全部で57筆に及んでおります。

全部につきまして詳細なご説明を申しあげておりますと、大変な時間が掛かっ
てしまいます。

箇所別調書、こちらを見ていただいてもおわかりいただけますように、除外ま
たは一部除外の内、従事者の死亡または病気などによる故障により除外するもの
の割合が多くなっております。

これらにつきましては、説明を省略、あるいは簡略化させていただきますので、
よろしくお願いいたします。

まず、箇所別調書の1ページ、一団番号「1-9」をご覧ください。封筒の中
にございました参考図につきましては、「参考図1」をご覧ください。一団番号
「1-9」につきまして、「北神明町4丁目22番3」黄色で表示してございま
すが、「主たる従事者の故障」、すなわち病気・ケガの後遺症などにより農業従
事ができなくなるということでございますが、これを変更理由といたしまして、

一団の一部面積423㎡を除外するものでございます。

次に、箇所別調書の一団番号「1-18」、参考図の方は同じ「参考図1」になりますが、箇所別調書に記載してありますとおり「主たる従事者の故障」により一団の一部面積301㎡を除外するものでございます。

その次の、箇所別調書の一団番号「1-31」から、一枚はねていただきまして、2ページ上段の一団番号「3-77」につきましては、「主たる従事者の死亡または故障」により除外または一部除外をするものでございます。

次に、箇所別調書の2ページ一団番号「3-93」の「多加木4丁目25番6の一部」についてでございますが、参考図の方は「参考図9」になります。「主たる従事者の故障」により135㎡が除外となったため、「多加木4丁目28番6、24番6」につきまして一団から分断され、残った面積484㎡では生産緑地の面積要件が満たされなくなってしまったため除外をするものでございます。

続きまして、一団番号「3-351」、「4-15」、ひとつとびまして一団番号「4-27」から一団番号「5-14」につきましては、「主たる従事者の死亡または故障」により除外または一部除外をするものでありますので、これらにつきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、少しもどりますが、箇所別調書2ページの中段の一団番号「4-23」、3ページ中段の一団番号「13-18」、下段の一団番号「21-69」につきましては、「主たる従事者の死亡または故障」により除外となったため、農業用道路とあわせて一団全部を除外するものでございます。

続きまして、箇所別調書2ページ最下段の一団番号「5-40」についてでございます。参考図の方は「参考図14」になります。「主たる従事者の死亡」により一部除外をするものでございますが、除外後に残る「今伊勢町馬寄字上畑田37番1、38番」の2筆の面積につきまして、再計算をしましたところ、誤りがございましたので、476㎡を一団面積に加える誤謬修正を行なうものでございます。

続きまして、箇所別調書3ページ上段の一団番号「5-124」から、一団番号「6-22」、ふたつとびまして、一団番号「13-33」から一団番号「15-16」、もうひとつとびまして一団番号「21-70」につきましては、「主たる従事者の死亡または故障」により除外または一部除外をするものでありますので、これらにつきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今ご覧いただいております箇所別調書の3ページ上段の一団番号「5-62」、中段の一団番号「13-29」についてでございますが、参考図の方はそれぞれ「参考図15」、「参考図18」になります。一団番号「5-62」、「13-29」は、いずれも公共施設等用地、具体的には、市道として、一部除外をするものでございます。また、一団番号「5-62」につきましては、分筆のため確定測量を実施しましたところ、生産緑地面積が4㎡増となったものであり、一団番号「13-29」につきましては、残った「三条字山10番1」の面積216㎡では生産緑地の面積要件が満たされなくなってしまったため一団全部

を除外するものでございます。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。

今回の変更によります面積は、30,793㎡の減少でございます。

この変更の結果、生産緑地地区は、変更前146万5,629㎡から、143万4,836㎡、約143.5haとなります。

今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更内容につきましては、変更箇所別調書のすぐ後ろに、「今回除外する生産緑地」として、変更内容をまとめさせていただいております。

そのまたすぐ後ろには、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめてございますので、こちらの方も参考にいただければと思います。

本日ご審議をお願いする案件の内、買取り申し出に関するものにつきましては、平成25年1月1日から平成25年12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。

なお、変更案の縦覧を平成26年9月8日から平成26年9月22日まで実施いたしまして、その結果でございますが、縦覧者は1名、意見書の提出につきましては、ございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 それでは、議案第1号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

委 員 一団番号「5-40」ですが、誤謬修正のプラス476㎡は元の面積に対するプラス476㎡ということですか。「参考図14」を見ますと、マイナス948㎡の黄色の部分が除外されて、プラス476㎡というのは元々の面積が500㎡ぐらいということですか。

事 務 局 元々は948㎡と472㎡で1400㎡ぐらいあったわけでございますけれども、今回除外させていただくについて、この部分が漏れていたということに気がきましたので、誤謬修正をさせていただいたわけでございます。

委 員 「参考図14」を見ますと、「5-40」の緑の広さが476㎡よりもっと広いように見えます。

事 務 局 黄色に塗られている南側に、緑に塗られているところがございしますが、この4筆が「5-40」の一団を形成していた土地です。

委 員 この緑の部分が、最終的には476㎡ということですか。

事 務 局 最終的には、476㎡を加えますので、948㎡になります。

委 員	これが476㎡かと思いました。分かりました。
会 長	他にはご意見ございませんでしょうか。 それでは、採決をさせていただきます。 議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしく願いいたします。
事 務 局	はい、会長。
会 長	はい、どうぞ。
事 務 局	答申案を朗読させていただきます。 (朗読)
会 長	はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございます。本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。 本日の議案の審議については以上でございますので、事務局の方に以降の進行をお返しします。 (閉会)
事 務 局	会長どうもありがとうございました。委員の皆様、熱心なご討議、ありがとうございました。これもちまして、一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。気をつけてお帰り下さい。
閉 会	午後2時35分